

長崎県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業実施要綱

（目的）

第1条 精神障害者の特性に応じた適切な支援がより一層行えるよう、障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するため、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を実施することを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、長崎県とする。ただし、事業を適当と認められる研修機関等を指定して、実施することができるものとする。

（実施内容）

第3条 研修対象者は、原則として、障害福祉サービス事業者等において、現に精神障害者支援や治療の業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者とする。

2 研修内容は、「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業の実施について」（平成29年8月1日障発0801第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙1又は別紙2を標準的なカリキュラムとし、この内容と同等以上のものとする。また、別紙3については、標準的なカリキュラムの別紙1又は別紙2に追加して行うことが望ましい。

なお、受講者の希望等を考慮して、時間数の延長や必要な科目の追加、時間割変更を行っても差し支えない。

（修了証書の交付）

第4条 知事は、研修修了者に対して、修了証書（様式第1号）を交付するものとする。

（修了者名簿の管理）

第5条 第2条に基づき指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく知事に提出するものとする。

2 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定研修事業者から提出された名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で県の責任において一元的に管理するものとする。

（研修参加費用）

第6条 研修参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業所等を含む。）が負担するものとする。

また、指定研修事業者が実施する研修の場合は、受講料を含め、受講に係る費用について、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業所等を含む。）が負担するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

番 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省の定める精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を修了した
ことを証します。

年 月 日

長崎県知事

印